

和歌山県立医科大学教育プログラム評価委員会医学部部会規程

制 定 令和4年3月17日和医大規程第110号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学教育プログラム評価委員会第7条第2項の規定に基づき、和歌山県立医科大学教育プログラム評価委員会医学部部会（以下「医学部会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 医学部会は、次に掲げる事項を審議及び実施する。

- (1) 医学部教育プログラム等の自己点検・評価の実施に関すること。
- (2) 医学部教育プログラム等の検証に関すること。
- (3) 第1号の自己点検・評価の結果（以下「評価結果」という。）の公表に関すること。
- (4) 医学部教育評価方法の研究に関すること。
- (5) 医学部生の評価方法の研究に関すること。
- (6) 医学部教員の授業評価に関すること。
- (7) その他必要事項に関すること。

(組織)

第3条 医学部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教養・医学教育大講座に所属する教員 若干人
- (2) 基礎医学講座及び先端医学研究所に所属する教員 若干人
- (3) 臨床医学講座及び病院に所属する教員 若干人
- (4) 教育研究開発センターに所属する教員 若干人
- (5) 外部有識者
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 前項各号の委員は、学長が指名し、委嘱する。

3 学生部長が医学部教授会の構成員であるときは、委員会の委員として加わるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 医学部会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、第3条第3項の規定に該当するときは、委員長は学生部長をもって充てるものとする。

2 委員長は、医学部会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(医学部会)

第6条 医学部会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 医学部会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 医学部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(点検評価事項等)

第7条 教育プログラム等の具体的な自己点検・評価項目及び実施時期は、医学部会が別に定める。

(専門部会)

第8条 医学部会に、自己点検・評価に係る専門的事項を実施するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は医学部会が別に定める。

(学生の参画)

第9条 委員長は、教育プログラム評価について、当該医学部会に学生の代表者の出席を求め、意見を聴くものとする。

(庶務等)

第10条 医学部会の庶務は、事務局学生課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、教育プログラム等に係る自己点検・評価等に関し必要な事項は、医学部会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、令和 4 年 4 月 1 日からの任期については、令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。